

子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業に係る利用定員の設定について

こども誰でも通園制度（以下「乳児等通園支援事業」という。）は、令和7年度（2025年度）に子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度（2026年度）から法に基づく新たな給付（乳児等支援給付）として全国の自治体において実施となります。

乳児等通園支援事業の定員を定めることについて、法第54条の2第3項に基づき、子ども・子育て会議の意見を聴取いたします。

<令和8年度（2026年度）に利用定員を設定する施設>

(令和8年（2026年）4月1日開始予定)

	施設名	施設類型	所在地	区分	利用定員 (人)	備考
1	学校法人 函館明照学園 認定こども園 高丘幼稚園	幼保連携型	高丘町	一般型 (専用室独立型)	3人	
2	学校法人 高龍寺学園 認定こども園 国の華幼稚園	幼保連携型	梁川町	一般型 (在園児合同型)	3人	
3	学校法人 遺愛学院 認定こども園 遺愛幼稚園	幼稚園型	元町	一般型 (在園児合同型)	2人	新規※1
4	学校法人 遺愛学院 認定こども園 遺愛旭岡幼稚園	幼稚園型	西旭岡町2丁目	一般型 (在園児合同型)	2人	新規※1
5	社会福祉法人 ドルカス福祉会 函館三育認定こども園	保育所型	五稜郭町	余裕活用品	4人	
6	社会福祉法人 つぐみ園 認定こども園 つぐみ保育園	保育所型	鍛冶2丁目	余裕活用品	2人	
7	社会福祉法人 函館常光会 認定こども園 コバト保育園	保育所型	美原3丁目	余裕活用品	3人	区分変更※2
8	学校法人 函館龍谷学園 認定こども園 龍谷幼稚園	幼保連携型	東川町	余裕活用品	3人	
9	学校法人 桔梗学園 認定こども園 ききょう幼稚園	幼保連携型	西桔梗町	余裕活用品	3人	区分変更※2
10	学校法人 函館 佐藤学園 認定こども園 亀田ゆたか幼稚園	幼稚園型	美原1丁目	余裕活用品	4人	

※1 新規：令和8年度から事業を開始する施設

※2 区分変更：一般型から余裕活用品に変更する施設

子ども・子育て支援法（一部抜粋）

第三款 特定乳児等通園支援事業者

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。